明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令（国土交通一八）　一
○港則法施行規則の一部を改正する省令（同一九）　二
〔告　示〕
○平成二十六年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件（文部科学二一）　三
○良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定める件（厚生労働六五）　四
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　四五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四五
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四八
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四八
会社その他
会社決算公告　四八

省令

○国土交通省令第十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十四条第三項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中第三号を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十九号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項並びに第三十六条の三第一項及び第四項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一和歌山下津の部海南区の項中「海南北防波堤灯台（北緯三十四度八分五十秒東経百三十五度十分五十八秒）から四十度百九十七メートルの地点」を「船尾地区南西端」に改める。

別表第一鹿児島の部南港区の項中「鹿児島港南港南防波堤灯台（北緯三十一度三十二分三十九秒東経百三十度三十三分二秒）」を「南港南防波堤突端」に、「南港南防波堤」を「同防波堤」に改める。

別表第四阪神の部堺水路の項中「堺信号所（北緯三十四度三十五分二十二秒東経百三十五度二十五分三十六秒）」を「堺信号所（北緯三十四度三十五分二十二秒東経百三十五度二十五分三十五秒）」に、

毎二秒に白色光一閃又は黒色の上向き円すい形形象物一個	毎二秒に白色光一閃
入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。	

を

毎二秒に白色光一閃又は黒色の上向き円すい形形象物一個 堺第二信号所の閃光式信号にあっては、百八十二度方向に面する信号板による。	毎二秒に白色光一閃
入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。	

に改める。